

商 標 権	判決年月日	令和2年6月24日	担 当 部	知財高裁第4部
	事件番号	令和元年（ネ）第10069号		
○ 被控訴人が商品等に付した各標章は、控訴人の登録商標に係る指定役務の「質」又は当該指定役務に類似する商品の「品質」を「普通に用いられる方法」で表示する商標に該当するものと認められるとして、商標法26条1項3号を適用した事例。				

（事件類型）商標権侵害に基づく差止等 （結論）控訴棄却

（関連条文）商標法26条1項3号

（関連する権利番号等）商標登録番号第5665842号

（原審）東京地方裁判所平成29年（ワ）第38481号

判 決 要 旨

1 事案の概要

本件は、指定役務を第44類「心理検査」とする「MMP I」の標準文字からなる本件商標（登録第5665842号）の商標権を有する控訴人が、被控訴人による心理テスト質問用紙等の被告各商品やそのインターネット広告に「MMP I」を含む被告各標章を付して販売する行為等が本件商標権の侵害（商標法37条1号）又は間接侵害（同条4号又は6号）に該当する旨主張して、被控訴人に対し、商標法36条1項及び2項に基づき、被告各商品の譲渡等の差止め及び廃棄を求めた事案である。

原審は、被告各標章は、いずれも本件商標の指定役務である心理検査又はこれに類似する役務ないし商品の「質」を、普通に用いられる方法で表示するものであるから、商標法26条1項3号に該当し、本件商標権の効力が及ばないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。

2 本判決の概要

本判決は、被告各標章の商標法26条1項3号該当性について次のとおり判断し、控訴人の請求はいずれも理由がないものとして、本件控訴を棄却した。

(1) MMP I の表示についての需要者の認識について

本件商標の指定役務「心理検査」の需要者は、保健医療、福祉、教育等の機関において、心理検査を実施する業務に携わる医師、公認心理師、臨床心理士、公務員の心理職等や研究者であることが認められる。

そして、被控訴人が被告各商品の販売及び被告サービスの提供を開始した当時において、上記需要者の間では、「MMP I」の表示は、ハサウェイとマッキンレーが開発した質問紙法検査に基づいて性格傾向を把握する心理検査である「Minnesota Multiphasic Personality Inventory」（ミネソタ多面的人格目録）（本件心理検査）又はその略称を表すものであることが広く認識されていたことが認められる。

(2) 商標法26条1項3号該当性について

ア 商標法 26 条 1 項 3 号は、役務の普通名称、提供の場所、質等又は当該役務に類似する商品の普通名称、産地、販売地、品質等を普通に用いられる方法で表示する商標については、商標権の効力は及ばない旨規定している。

その趣旨は、役務の普通名称、提供の場所、質等の表示が需要者に示されないと取引が円滑に行われないことから、円滑な取引の要請と商標権者の利益の調整を図るため、取引上一般に用いられている方法で、これらの表示を自由に使用することを保障したことにあるものと解される。

以上を前提に、被告各標章の商標法 26 条 3 号該当性について判断する。

イ 被告各標章は、「MMP I - 1」の部分と「性格検査」、「回答用紙」又は「自動診断システム」の部分とを結合した標章である。

被控訴人が被告各商品の販売及び被告サービスの提供を開始した当時において、需要者の間で、「MMP I」の表示は、ハサウェイとマッキンレーが開発した心理検査である「Minnesota Multiphasic Personality Inventory」（ミネソタ多面的人格目録）（本件心理検査）又はその略称を表すものであることが広く認識されていたこと、ハイフン記号と数字を組み合わせてバージョンを示すことが一般的に行われていることを踏まえると、被告各標章に接した需要者は、被告各標章における「MMP I」の文字部分をハサウェイとマッキンレーが開発した本件心理検査を示したものと認識するものと認められるから、「MMP I」の文字部分は、心理検査の内容を示したものと認められる。

そして、商標法 26 条 1 項 3 号の役務の「質」には役務の「内容」が含まれるから、被告各標章における「MMP I」の文字部分は、本件商標の指定役務である「心理検査」の質を示したものと認められる。

次に、被告各商品等における被告各標章の表示態様によれば、被告各標章における「MMP I」の文字部分は、いずれも、その文字の大きさ、フォント及び表示位置等に顕著な特徴があるとはいえず、取引上一般に用いられている方法で表示したものと認められるから、本件商標の指定役務「心理検査」の質を「普通に用いられる方法」で表示したものと認められる。

ウ 以上によれば、「MMP I」の文字部分を含む被告各標章は、本件商標の指定役務である「心理検査」の「質」又は当該指定役務に類似する商品の「品質」を「普通に用いられる方法」で表示する商標に該当するものと認められるから、商標法 26 条 1 項 3 号に該当する。